

(3) 末端給水栓

(平成23年度)

No.	採水場所		石川浄水場系				壺井系		
			碓井4丁目383番地		南古市1丁目1186番地		壺井154番地		
	検査項目	水質基準値	平均値	回数	平均値	回数	平均値	回数	
一	水	温	—	19.0	12	18.1	12	20.2	12
1	一般	細菌	100個/ml以下	0	12	0	12	0	12
2	大腸	菌	検出されないこと	(-)	12	(-)	12	(-)	12
3	カドミウム及びその化合物		0.003mg/L以下	0.0003未満	4	0.0003未満	4	0.0003未満	4
4	水銀及びその化合物		0.0005mg/L以下	0.00005未満	1	—	0	0.00005未満	1
5	セレン及びその化合物		0.01mg/L以下	0.001未満	4	0.001未満	4	0.001未満	4
6	鉛及びその化合物		0.01mg/L以下	0.001未満	12	0.003	12	0.001未満	12
7	ヒ素及びその化合物		0.01mg/L以下	0.001未満	4	0.001未満	4	0.001未満	4
8	六価クロム化合物		0.05mg/L以下	0.005未満	4	0.005未満	4	0.005未満	4
9	シアン化物イオン及び塩化シアン		0.01mg/L以下	0.001未満	4	—	0	0.001未満	4
10	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		10mg/L以下	1.31	12	1.31	12	1.34	12
11	フッ素及びその化合物		0.8mg/L以下	0.15	12	0.15	12	0.15	12
12	ホウ素及びその化合物		1.0mg/L以下	0.1	4	—	0	0.1	4
13	四塩化炭素		0.002mg/L以下	0.0002未満	2	—	0	0.0002未満	2
14	1,4-ジオキサン		0.05mg/L以下	0.005未満	2	—	0	0.005未満	2
15	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン		0.04mg/L以下	0.004未満	4	—	0	0.004未満	4
16	ジクロロメタン		0.02mg/L以下	0.002未満	2	—	0	0.002未満	2
17	テトラクロロエチレン		0.01mg/L以下	0.001未満	2	—	0	0.001未満	2
18	トリクロロエチレン		0.01mg/L以下	0.001未満	4	—	0	0.001未満	4
19	ベンゼン		0.01mg/L以下	0.001未満	2	—	0	0.001未満	2
20	塩素酸		0.6mg/L以下	0.06未満	12	0.06未満	12	0.06未満	12
21	クロロ酢酸		0.02mg/L以下	0.002未満	4	—	0	0.002未満	4
22	クロロホルム		0.06mg/L以下	0.006未満	4	—	0	0.006未満	4
23	ジクロロ酢酸		0.04mg/L以下	0.004未満	4	—	0	0.004未満	4
24	ジブロモクロロメタン		0.1mg/L以下	0.01未満	4	—	0	0.011	4
25	臭素酸		0.01mg/L以下	0.001未満	4	—	0	0.001未満	4
26	総トリハロメタン		0.1mg/L以下	0.019	4	—	0	0.026	4
27	トリクロロ酢酸		0.2mg/L以下	0.02未満	4	—	0	0.02未満	4
28	ブロモジクロロメタン		0.03mg/L以下	0.006	4	—	0	0.007	4
29	ブロモホルム		0.09mg/L以下	0.009未満	4	—	0	0.009未満	4
30	ホルムアルデヒド		0.08mg/L以下	0.008未満	4	—	0	0.008未満	4
31	亜鉛及びその化合物		1.0mg/L以下	0.1未満	1	—	0	0.1未満	1
32	アルミニウム及びその化合物		0.2mg/L以下	0.02未満	12	0.02未満	12	0.02未満	12
33	鉄及びその化合物		0.3mg/L以下	0.03未満	12	0.03未満	12	0.03未満	12
34	銅及びその化合物		1.0mg/L以下	0.1未満	1	0.1未満	1	0.1未満	1
35	ナトリウム及びその化合物		200mg/L以下	20.2	12	20.0	12	20未満	12
36	マンガン及びその化合物		0.05mg/L以下	0.005未満	12	0.005未満	12	0.005未満	12
37	塩化物イオン		200mg/L以下	25.2	12	25.1	12	21.2	12
38	カルシウム、マグネシウム等(硬度)		300mg/L以下	86.6	12	84.9	12	90.7	12
39	蒸発残留物		500mg/L以下	168	12	167	12	174	12
40	陰イオン界面活性剤		0.2mg/L以下	0.02未満	1	—	0	0.02未満	1
41	ジェオスミン		0.00001mg/L以下	0.000001未満	1	—	0	0.000001未満	1
42	2-メチルイソボルネオール		0.00001mg/L以下	0.000001未満	1	—	0	0.000001未満	1
43	非イオン界面活性剤		0.02mg/L以下	0.005未満	4	—	0	0.005未満	4
44	フェノール類		0.005mg/L以下	0.0005未満	2	—	0	0.0005未満	2
45	有機物(全有機炭素(TOC)の量)		3mg/L以下	0.7	12	0.8	12	0.7	12
46	pH値		5.8以上8.6以下	7.27	12	7.24	12	7.49	12
47	味		異常でないこと	異常なし	366	異常なし	63	異常なし	366
48	臭		異常でないこと	異常なし	366	異常なし	63	異常なし	366
49	色度		5度以下	0.5未満	12	0.5未満	0	0.5未満	12
50	濁度		2度以下	0.1未満	12	0.1未満	12	0.1未満	12
備考	水質基準に関する省令の一部を改正する省令(厚生労働省令第11号、平成23年1月28日)に基づき、平成23年4月1日より、 ・「トリクロロエチレン」に係る基準値を現行の「0.03mg/L以下」から「0.01mg/L以下」に改める。								

No.	採 水 場 所		高区下部配水池系 殖生野 1121 番地		高区上部配水池系 羽曳が丘9丁目123番地	
	検 査 項 目	水 質 基 準 値	平 均 値	回 数	平 均 値	回 数
一	水 温	—	19.1	12	19.1	12
1	一 般 細 菌	100個/ml以下	0	12	0	12
2	大 腸 菌	検出されないこと	(-)	12	(-)	12
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	0.0003未満	4	0.0003未満	4
4	水 銀 及 び そ の 化 合 物	0.0005mg/L以下	0.00005未満	1	0.00005未満	1
5	セレン及びその化合物	0.01mg/L以下	0.001未満	4	0.001未満	4
6	鉛 及 び そ の 化 合 物	0.01mg/L以下	0.001未満	12	0.001未満	12
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下	0.001未満	4	0.001未満	4
8	六価クロム化合物	0.05mg/L以下	0.005未満	4	0.005未満	4
9	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下	0.001未満	4	0.001未満	4
10	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	1.32	12	1.32	12
11	フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下	0.15	12	0.15	12
12	ホウ素及びその化合物	1.0mg/L以下	0.1	4	0.1	4
13	四 塩 化 炭 素	0.002mg/L以下	0.0002未満	2	0.0002未満	2
14	1,4- ジ オ キ サ ン	0.05mg/L以下	0.005未満	2	0.005未満	2
15	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	0.004未満	4	0.004未満	4
16	ジ ク ロ ロ メ タ ン	0.02mg/L以下	0.002未満	2	0.002未満	2
17	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	0.001未満	2	0.001未満	2
18	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	0.001未満	4	0.001未満	4
19	ベンゼン	0.01mg/L以下	0.001未満	2	0.001未満	2
20	塩 素 酸	0.6mg/L以下	0.06未満	12	0.06未満	12
21	ク ロ ロ 酢 酸	0.02mg/L以下	0.002未満	4	0.002未満	4
22	ク ロ ロ ホ ル ム	0.06mg/L以下	0.006未満	4	0.006未満	4
23	ジ ク ロ ロ 酢 酸	0.04mg/L以下	0.004未満	4	0.004未満	4
24	ジブromクロロメタン	0.1mg/L以下	0.012	4	0.010	4
25	臭 素 酸	0.01mg/L以下	0.001未満	4	0.001未満	4
26	総トリハロメタン	0.1mg/L以下	0.029	4	0.022	4
27	トリクロロ酢酸	0.2mg/L以下	0.02未満	4	0.02未満	4
28	ブromジクロロメタン	0.03mg/L以下	0.009	4	0.006	4
29	ブromホルム	0.09mg/L以下	0.009未満	4	0.009未満	4
30	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	0.008未満	4	0.008未満	4
31	亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下	0.1未満	1	0.1未満	1
32	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下	0.02未満	12	0.02未満	12
33	鉄 及 び そ の 化 合 物	0.3mg/L以下	0.03未満	12	0.03未満	12
34	銅 及 び そ の 化 合 物	1.0mg/L以下	0.1未満	1	0.1未満	1
35	ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下	20未満	12	20未満	12
36	マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下	0.005未満	12	0.005未満	12
37	塩 化 物 イ オ ン	200mg/L以下	23.7	12	23.7	12
38	カルシウム、マグネシウム等 (硬 度)	300mg/L以下	86.8	12	86.4	12
39	蒸 発 残 留 物	500mg/L以下	170	12	169	12
40	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	0.02未満	1	0.02未満	1
41	ジエオスミン	0.00001mg/L以下	0.000001未満	1	0.000001未満	1
42	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下	0.000001未満	1	0.000001未満	1
43	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	0.005未満	4	0.005未満	4
44	フェノール類	0.005mg/L以下	0.0005未満	2	0.0005未満	2
45	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L以下	0.7	12	0.7	12
46	p H 値	5.8以上8.6以下	7.42	12	7.38	12
47	味	異常でないこと	異常なし	366	異常なし	366
48	臭	異常でないこと	異常なし	366	異常なし	366
49	色 度	5度以下	0.5未満	12	0.5未満	12
50	濁 度	2度以下	0.1未満	12	0.1未満	12
備考	水質基準に関する省令の一部を改正する省令(厚生労働省令第11号、平成23年1月28日)に基づき、平成23年4月1日より、 ・「トリクロロエチレン」に係る基準値を現行の「0.03mg/L 以下」から「0.01mg/L 以下」に改める。					

No.	採 水 場 所		低 区 系 (東 地 区)				低 区 系 (西 地 区)				
			広 瀬 309 番 地		翠 鳥 園		島 泉 8 丁 目 69 番 地		郡 戸		
			平 均 値	回 数	平 均 値	回 数	平 均 値	回 数	平 均 値	回 数	
—	水 温	—	19.3	12	18.2	12	18.9	12	18.7	12	
1	一 般 細 菌	100個/ml以下	0	12	0	12	0	12	0	12	
2	大 腸 菌	検出されないこと	(-)	12	(-)	12	(-)	12	(-)	12	
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	0.0003未満	4	0.0003未満	4	0.0003未満	4	0.0003未満	4	
4	水 銀 及 び 其 の 化 合 物	0.0005mg/L以下	0.00005未満	1	—	0	0.00005未満	1	—	0	
5	セレン及びその化合物	0.01mg/L以下	0.001未満	4	0.001未満	4	0.001未満	4	0.001未満	4	
6	鉛 及 び 其 の 化 合 物	0.01mg/L以下	0.001未満	12	0.001未満	12	0.001未満	12	0.006	12	
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下	0.001未満	4	0.001未満	4	0.001未満	4	0.001未満	4	
8	六価クロム化合物	0.05mg/L以下	0.005未満	4	0.005未満	4	0.005未満	4	0.005未満	4	
9	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下	0.001未満	4	—	0	0.001未満	4	—	0	
10	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	1未満	12	1未満	12	1.05	12	1.06	12	
11	フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下	0.09	12	0.09	12	0.10	12	0.10	12	
12	ホウ素及びその化合物	1.0mg/L以下	0.1未満	4	—	0	0.1未満	4	—	0	
13	四 塩 化 炭 素	0.002mg/L以下	0.0002未満	2	—	0	0.0002未満	2	—	0	
14	1,4- ジ オ キ サ ン	0.05mg/L以下	0.005未満	2	—	0	0.005未満	2	—	0	
15	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	0.004未満	4	—	0	0.004未満	4	—	0	
16	ジ ク ロ ロ メ タ ン	0.02mg/L以下	0.002未満	2	—	0	0.002未満	2	—	0	
17	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	0.001未満	2	—	0	0.001未満	2	—	0	
18	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	0.001未満	4	—	0	0.001未満	4	—	0	
19	ベンゼン	0.01mg/L以下	0.001未満	2	—	0	0.001未満	2	—	0	
20	塩 素 酸	0.6mg/L以下	0.06未満	12	0.06未満	12	0.06未満	12	0.06未満	12	
21	ク ロ ロ 酢 酸	0.02mg/L以下	0.002未満	4	—	0	0.002未満	4	—	0	
22	ク ロ ロ ホ ル ム	0.06mg/L以下	0.006未満	4	—	0	0.006未満	4	—	0	
23	ジ ク ロ ロ 酢 酸	0.04mg/L以下	0.004未満	4	—	0	0.004未満	4	—	0	
24	ジブromクロロメタン	0.1mg/L以下	0.01未満	4	—	0	0.01未満	4	—	0	
25	臭 素 酸	0.01mg/L以下	0.001未満	4	—	0	0.001未満	4	—	0	
26	総トリハロメタン	0.1mg/L以下	0.016	4	—	0	0.016	4	—	0	
27	トリクロロ酢酸	0.2mg/L以下	0.02未満	4	—	0	0.02未満	4	—	0	
28	ブromジクロロメタン	0.03mg/L以下	0.005	4	—	0	0.005	4	—	0	
29	ブromホルム	0.09mg/L以下	0.009未満	4	—	0	0.009未満	4	—	0	
30	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	0.008未満	4	—	0	0.008未満	4	—	0	
31	亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下	0.1未満	1	—	0	0.1未満	1	—	0	
32	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下	0.02未満	12	0.02未満	12	0.02未満	12	0.02未満	12	
33	鉄 及 び 其 の 化 合 物	0.3mg/L以下	0.03未満	12	0.03未満	12	0.03未満	12	0.03未満	12	
34	銅 及 び 其 の 化 合 物	1.0mg/L以下	0.1未満	1	0.1未満	1	0.1未満	1	0.1未満	1	
35	ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下	20未満	12	20未満	12	20未満	12	20未満	12	
36	マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下	0.005未満	12	0.005未満	12	0.005未満	12	0.005未満	12	
37	塩 化 物 イ オ ン	200mg/L以下	20未満	12	20未満	12	20未満	12	20未満	12	
38	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下	46.1	12	43.5	12	52.9	12	53.9	12	
39	蒸 発 残 留 物	500mg/L以下	109	12	107	12	120	12	120	12	
40	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	0.02未満	1	—	0	0.02未満	1	—	0	
41	ジエオスミン	0.00001mg/L以下	0.000001未満	1	—	0	0.000001未満	1	—	0	
42	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下	0.000001未満	1	—	0	0.000001未満	1	—	0	
43	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	0.005未満	4	—	0	0.005未満	4	—	0	
44	フェノール類	0.005mg/L以下	0.0005未満	2	—	0	0.0005未満	2	—	0	
45	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L以下	0.7	12	0.7	12	0.7	12	0.7	12	
46	p H 値	5.8以上8.6以下	7.54	12	7.52	12	7.45	12	7.45	12	
47	味	異常でないこと	異常なし	366	異常なし	63	異常なし	366	異常なし	63	
48	臭	異常でないこと	異常なし	366	異常なし	63	異常なし	366	異常なし	63	
49	色 度	5度以下	0.5未満	12	0.5未満	12	0.5未満	12	0.5未満	12	
50	濁 度	2度以下	0.1未満	12	0.1未満	12	0.1未満	12	0.1未満	12	
備考	水質基準に関する省令の一部を改正する省令(厚生労働省令第11号、平成23年1月28日)に基づき、平成23年4月1日より、 ・「トリクロロエチレン」に係る基準値を現行の「0.03mg/L以下」から「0.01mg/L以下」に改める。										